

群馬県建築行政マネジメント計画（2023-2027）目標達成状況確認表

大分類

小分類	現状	達成状況		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度	
目標	現状値	実績値	コメント	実績値	コメント	実績値	コメント	実績値	コメント	実績値	コメント
■ 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保											
(1) 効率的で迅速かつ的確な建築確認審査の実効性の確保											
○適確な審査の徹底	－	－	適確な審査の実施に向け、特定行政庁・関係機関と情報交換等を行った。審査担当者向け研修等により審査技術力向上を図った。								
○構造計算適合性判定を要する物件に係る確認図書の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値について 3 5 日間以内を目指す	10日	16日	目標達成。引き続き迅速な審査に努める。								
(2) 中間検査・完了検査の徹底											
○完了検査率※の向上(9 5 %以上) ※各年度内の完了検査件数÷建築確認件数	95%	107%	目標達成。引き続き完了検査率の向上に向けて取り組む。								
(3) 工事監理業務の適正化とその徹底											
○確認済証交付物件に対する工事監理者選定の徹底	－	－	建築確認申請時に工事監理者の記載を促す等の取り組みを行った。								
(4) 仮使用認定制度の適確な運用											
○仮使用認定適用現場における安全確保の徹底	－	－	仮使用認定制度を適確に運用して安全確保を図った。								
(5) 建築確認申請等の電子化の推進											
○建築確認の電子申請等へ向けた体制整備	－	－	電子申請に向けて検討を行った。								
(6) 用途変更の適確な運用											
○用途変更時の法令遵守の徹底	－	－	関係機関と連携し法令遵守に向けて取り組んだ。								
○適確な審査の徹底	－	－	審査担当者向け研修等により審査技術力向上を図った。								
■ 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底											
(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底											
○指定確認検査機関に対する処分事案の一掃	－	－	事案なし。								
○指定構造計算適合性判定機関に対する処分事案の一掃	－	－	事案なし。								
(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底											
○二級・木造建築士に対する処分事案の一掃	－	－	事案なし。								
○建築士事務所に対する処分事案の一掃	－	－	事案なし。								
■ 違反建築物指導等の徹底											
(1) 違反建築物指導の徹底											
○違反覚知建築物に対する指導の徹底	－	－	関係機関と連携し立入等を行い指導を行った。								
(2) 違法設置昇降機の安全対策の徹底											
○違法設置昇降機の使用停止等の徹底	－	－	関係機関と情報共有し、使用停止等の指導を行った。								

群馬県建築行政マネジメント計画（2023-2027）目標達成状況確認表

大分類		現状	達成状況									
小分類		令和 4 年度末	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度	
目標		現状値	実績値	コメント	実績値	コメント	実績値	コメント	実績値	コメント	実績値	コメント
■ 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保												
（１）定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保												
○定期報告率の向上(建築物60%)		63%	79%	目標達成。引き続き制度周知や督促等に努める。								
○定期報告率の向上(防火設備75%)		69%	76%	目標達成。引き続き制度周知や督促等に努める。								
○定期報告率の向上(昇降機100%)		98%	96%	目標未達。引き続き制度周知や督促等に努める。								
○定期報告率の向上(遊戯施設100%)		92%	100%	目標達成。								
（２）建築物に係るアスベスト等の対策の推進												
○アスベスト対策等の推進		—	—	アスベスト調査台帳の更新を進め、所有者等へ対策の周知に取り組んだ。								
（３）既存建築ストックの安全性の向上と有効活用												
○定期報告による検査結果が基準に適合していない場合の指導の徹底		—	—	所有者等へ法制度や施策の周知を図った。								
■ 事故・災害時の対応												
（１）事故対応												
○事故発生時の迅速な事故対応及び事故発生を防止するための体制の確保		—	—	関係機関と連携し迅速な事故対応を図り、事故情報の共有を図った。								
（２）災害対応												
○被災建築物応急危険度判定士の確保（2000名）		2118名	2076名	目標達成。引き続き判定士の確保に取り組む。								
■ 消費者への対応												
○安全・安心に関する情報の把握及び周知徹底に関する仕組みの構築		—	—	ホームページ等による情報提供を行った。								
■ 業務執行体制の整備												
（１）内部組織の執行体制												
○建築行政に必要な執行体制の構築		—	—	審査担当者向けの研修等を実施した。								
（２）関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化												
○関係機関・関係団体との連携に係る執行体制の確保		—	—	関係機関・関係団体との連絡体制を整え、会議等により連携体制の確保を図った。								
（３）データベースの整備・活用												
○電子台帳等への移行の推進		—	—	建築物等に係る情報の電子台帳への移行を検討した。								